

防 危 第 183 号
令和 6 年 9 月 19 日

各都道府県防災担当課長
各市町村防災担当課長 殿

富山県危機管理局防災・危機管理課長

令和 6 年能登半島地震に伴う災害救助・救援のために使用する車両
の高速道路等の無料措置期間の延長について（依頼）

このことについて、令和 6 年 1 月 2 日付け防危第 261 号で通知したところですが、
下記のとおり無料措置期間が延長されましたので、必要に応じご対応いただきます
ようお願いいたします。

また、管内の市町村にも周知いただきますよう、お願いいたします。

記

1 無料措置期間

令和 6 年 1 月 2 日（火）から同年 12 月 31 日（火）まで

2 その他

無料措置期間の延長以外については、令和 6 年 1 月 2 日付け防危第 261 号で通知
した取り扱いのとおり。（令和 6 年 6 月 19 日付け防危第 103 号の依頼と同様、防危
第 261 号第 4 項の記載については削除したものと扱う。）

【事務担当】

富山県危機管理局防災・危機管理課

T E L : 076-444-3187 F A X : 076-432-0657

E-mail : abosaikikikanri01@pref.toyama.lg.jp